

## 中国ブロック会議（平成26年7月10日・鳥取県：米子全日空ホテル）

参加者は約170名。はじめに中国ブロックを代表して平田眞一中国ブロック長、また開催県から吉野恭治鳥取県私立学校協会会長があいさつを述べた。続いて、全専各連の小林光俊会長があいさつを述べ、さらに来賓として赤池誠章参議院議員、鳥取県の林昭男副知事（代理）、野田修鳥取県議会議長が祝辞を述べた。

総会では、吉野鳥取県会長が議長に選出され、①平成25年度収支決算報告、②平成26年度収支予算案、③次期開催県の決定、④役員改選、⑤大会決議文採択、の各議案が上程され、全ての議案が全会一致で承認された。次期開催県は岡山県に決定、役員改選では新任の会長として、鳥取県の横井司朗会長および島根県の坪内浩一会長が紹介され、ブロック長には広島県の永見憲吾会長が選任された。

引き続き研修会となり、文部科学省専修学校教育振興室の梅本昌丈専門官が、今年度の文科省予算の概要および職業実践専門課程の制度について解説。また、中央情勢報告として全専各連事務局より資料に基づいて説明が行われた。

続く講演会では「感性のアンテナを立てて情けに報いる時代を生きる」と題して、みやざき中央新聞の水谷もりひと編集長が、物事を成功に導くためのポジティブな感覚と発想の重要性について講演を行った。

### 【大会決議】

来年、2015年には専修学校制度創設40周年を迎えます。私たち中国ブロックの会員校はいずれも地域社会の発展と地域経済の活性化のために努力し、一定の成果を上げてきましたが、さらなる努力により、専修学校制度の改革に取り組まなければならない時を迎えています。

現在は、全ての中学卒業生が中等教育を受け、高校生の半数以上が大学・短期大学に進学する時代です。その中であって、専修学校各種学校へ2割近くの高卒卒業生が進学しているという実情は、専修学校各種学校が、日本の教育に占める役割の大きさ、また、職業教育を担う高等教育機関であることが広く認められてきた結果です。

2006年、教育基本法が改正され、第二条（教育の目標）第二項に「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が明記されました。それを受けて、2011年1月の中央審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」において、「今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる」とされたことから、2013年7月12日、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」は『「職業実践専門課程」の創設について～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～』という報告書を発表し、2013年8月30日文部科学大臣告示「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の施行について（通知）」が出された経緯は、皆さまご承知の通りです。今後は、職業実践専門課程を広く周知し、一刻も早く新たな学校種の制度が創設されるよう、切に願う次第です。

また、大学・短期大学に進学する生徒と比較して、専修学校各種学校へ進学する生徒の家庭の経済状況は厳しいことが予想されています。本年度、文部科学省は、専修学校生及び専修学校への進学希望者を対象に、その生活費等を調査して、経済的理由により就学を断念することなく安心して学べるよう、学生生活支援の在り方について検討することとしています。

早急に、専修学校生及び進学希望者に就学支援が実施されることを願っております。

政府は少子高齢社会を迎えた日本国内の「働き手」として外国人を受け入れています。現在、外国人技能実習制度の見直しをしています。その見直しの前に、すでに介護分野における介護福祉士などの国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とし、在留資格の拡充を早急に広範囲に行うことこそが必要です。

また、外国人技能実習制度の見直しにおいて、新たな対象職種として建設、介護などを掲げていますが、これらの職種では相当程度の日本語活用能力が要求されます。たとえ対象職種が拡大され、技能実習期間が延長されようと、日本語が理解できないようでは就労できないことは明白です。外国人技能実習生の来日後の日本語教育を、就労前に専修学校各種学校で実施されるよう強く望みます。

以上のことにより次の4点を決議いたします。

#### 決議事項

- 1 「職業実践専門課程」認定制度の周知と職業教育に特化した新たな高等教育機関の創設
- 2 専修学校生の教育費負担軽減に向けた就学支援措置として、授業料減免に対する国、地方公共団体の支援制度の創設
- 3 国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含む制度の早期実施
- 4 外国人技能実習制度の見直しにおいて、来日後一定基準以上の技能と日本語教育を就労前に専修学校各種学校で実施